

令和7年度 第3回丹波市議会議員政治倫理審査会 摘録

開催日時 令和8年1月19日(月) 午前10時00分から
開催場所 丹波市役所3階議事堂第3委員会室
出席者 会長 大内ますみ 副会長 駒林 良則
委員 杉岡 秀紀 委員 拝野 茂
委員 近藤 紀子

議会事務局長 井尻 宏幸 議事総務課長 豊嶋 忠夫
議事総務課副課長 吉岡 靖志

1 開 会

事務局からオンライン会議を行うことと会議環境確認の後、会長より開会の発言があった。

2 あいさつ

会長よりあいさつがあった。

3 第2回審査会会議録の確認

会長 会議録11ページ下から3行目「関連」は「慣例」、16ページ上から2行目「普遍」は「敷衍」の誤りであるので訂正をお願いしたい。

委員 了承した。

会長 ほかに何か意見等あるか。

委員 特にない。

事務局 承認いただいた内容でホームページ掲載の手続きに入る。

4 審 査

会長 前回、事務局に調査をお願いしていた当該議員の一般質問実施の有無について、事務局から報告をお願いします。

事務局 前回の審査会で、一般質問実施の有無について2件、確認するよう指示を受けていたのでその結果を報告する。

1件目、丹波市議会議員政治倫理条例第3条第3号通し番号1の「市民プラザの指定管理業務仕様書」についての一般質問は行われていなかった。

2件目、丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号通し番号4の「人事異動等」についての一般質問は、令和7年6月定例会で一般質問が行われ

ていた。本日、一般質問の会議録該当部分を会議資料として提出している。

会長　今の報告を踏まえて、資料も手元に届いているが前回保留にした問題とされた行為について確認をしたい。規定別概要の1ページの丹波市議会議員政治倫理条例第3条第3号通し番号1について、議会での一般質問がなかったということを踏まえて、前回は質問の有無にかかわらず問題にはならないのではないかという意見が多かったと思うが意見を伺う。

委員　前回の資料を拝見すると、6月議会で一般質問しようとする行為が法人の受託業務の仕様書に介入しているのではないかという論理になっているが、そもそも質問していないということであり、仕様書も変更されていないと前回回答があったと思う。介入していないということも事実であるので、問題ないという結論になると解釈する。

会長　他の委員はそれでよいか。

委員　了承した。

会長　問題なしということで結論とする。

会長　2件目の規定別概要の2ページの丹波市議会議員政治倫理条例第3条第4号通し番号4について、議会での発言が不適切な働きかけということはないと思うが、議会の質問のための質問をしたことについて不適切な働きかけだというふうに問題視されているということと思われるが意見を伺う。

委員　やりとりを拝見して、確かに突っ込んだというか突っかかるようなやりとりだということはわかったので、答弁側の受けとめ方は少しきついなというような印象は確かに感じた。ただ個別の人事に関して、この質問なりその前の働きかけによって何か変わったとか、あるいはねじ曲げられたということはなかったと思う。その意味において、少し攻撃的な質問であることは確かにそうかなとは感じたが、主観であるので客観的事実として一議員が人事に不当に介入して、何か人事をねじ曲げたり介入したりということには当たらないという印象を持った。

副会長　委員が述べられたような印象を私も持っている。ここから不適切なところというのはなかなか言えないのかなという感じはしている。ここからあとは感想になるが、私も昔、役所にいたが、こういったやりとりというのは組合と人事課が団体交渉するときによくやっていたのかなという感じはする。つまり細かなところを見ていくと、確かにここまで議員が言ってくるというのは、受けとめとしては市役所側はちょっとしんどいところはあったかもしれないが、組合との団体交渉の中では、こういう職場のいろんな問題を議論するということがあったので、そのような

ところの内容なのかなという感じである。それからもう一つ大きな話としては、人員が減らされてきてなかなか十分な研修ができないというのはどこでも言えることなのかなと思っているので、総務部長が答えるというのはなかなか難しい問題をはらんでいるので、総論的にはここまでが限界なのかなという感じは私もして、それ以上の突っ込んだ話はないので、不適切なところまでは行っていないというのは、先ほど委員が述べられたところに落ち着くのかなというのが感想である。

委員 私も会長、副会長、委員が述べられたように、不当な関与ではないと思う。ただし、副会長も述べられたように、この一般質問それから前回も一般質問の話が出たがそれも聞いたうえであるが、私もそこにおれば本当にこの質問に対して「問題だと思っているんですか。」「問題だと思っていないんですか。」という指摘からも、なかなか職員がしんどいだろうなという感想は持っている。また、議長からも、2回言葉の使い方であったりそういうところの指導が入っているので、条例違反ではないというのは明らかではあるが、職員の困り感というか、現場にいた者はなかなか答弁が難しかったらろうなと思った。

委員 この一般質問のやりとりについては、私も同様の意見である。特に問題はないと思うが、前回も申し上げたかもしれないが、資料6の15ページの報告連絡相談シートの中ほどに「ある職員は、資格を取得したのに、異動になった」とあるが、この話のやりとりと一般質問されている内容については、家田議員の思いとしてはかなり内容に開きがあるなという思いは私の中では感じているところである。このシートの中身については、ある職員のことについての自分の思いを総務部長にぶつけているというところだが、このときの家田議員の発言の思いも機会があれば話を聞いてみたい。開きがあるなという思いはしている。一般質問の中身については、さきほど申し上げたとおり特に問題はないと思う。

会長 本件は、一般質問の中身を問題にしているわけではなくて、一般質問をするために職員にいろいろ質問した行為が問題になっているわけで、どんな一般質問をしたのかというのは、参考のために出していただいたということ。15ページのやりとりの中で、特定されているかされていないかということも問題になっていたが、この点については、機会があれば当該議員から聞いてみたいということか。

委員 これも審査会の中で協議いただいたうえでの話になるが、この件以外にも市当局とのやりとりが何点か出てきているのが今回の話だが、我々が今話をしているのは、市当局からの報告連絡相談シートの中身について話をしている。片方だけからの申し立てについて、議論しているところ

ろであるので、これは皆さんと協議したうえでのことになるが、この当事者にも審査会に出席していただいてそれぞれの本意を聞いてみたいというのが私の思いである。

会長 当事者というのは、当該議員とそれからこのやりとりの相手方である総務部長か。

委員 総務部とまちづくり部。主なところだと思うので、その辺りからの話を聞いてみたい。

会長 そうすると最終的結論を出す前に、当事者の意見を聞いてみたいということが委員の意見ということでよいか。

委員 そのとおりである。

会長 それでは、他の案件でも聞いてみたいというのがあるかもしれないので、後ほど議論することとし、本件については結論は保留ということでおいておきたいと思う。特に前回議論した中で、議事録に書いてあるが特に付け加えたいとか何か意見があればお聞きするがどうか。何かあれば後ほどでも言っていただければいいので、残っている今回の案件にいきたいと思う。

規定別概要の6ページ以下に入りたいと思う。

事務局に朗読をさせる。

事務局が丹波市議会基本条例第4条、第25条、丹波市職員に対する働きかけの取扱いに関する要綱第3条に関する事案を朗読。

会長 回答内容が問題なのか、訂正、回収をしなかったことが問題なのか、両方問題にしておられると考えるべきなのか、私に理解が届いてないところがあるが、回答内容が問題なのか、間違っただけを謝罪して訂正なり回収しなかったことが問題なのか両方というふうに捉えているが、それはそういうことでよいか。

副会長 会長がおっしゃったとおりで私もそこがわかりにくいというか、こちらの立場としては、今おっしゃったとおりどう扱ったらいいかというような感じを受けた。どなたか説明していただければ、そこがわからないと何か議論がうまくいかないのかなという感じは私もそのようには思ったが、事情がわかっている方がおられれば答えていただければありがたいと思うし、それから、当該議員が、その次のボリューム4で間違っているとこのように変えましたとかそういうことが何か出ているのであれば知っておきたいと思う。これは事実関係の話であるが。それよりも、会長がおっしゃったように回答内容が議員としての責任を放棄し

ているというのは、例えば、どの辺のところなのかというところが、わかるようでわかりにくいかなという感じはした。

会長 最初の申し入れの地方自治法に違反している云々、これは少し議論しやすいか。やはり中身の問題になるのか。違反していないではないか。しかし、議会で承認を受けるまでは違反状態だったという回答をしておられる。そういうことをあらかじめ議会で議決を求めるまで何も知らせなかったじゃないかと言ってらっしゃるのが違う。この2点の争い。市当局側と議員の捉え方でよいか。

委員 私も、会長、副会長おっしゃったことの、我々が何を評価、判断をするのかこの部分は難しいと思いながら、その前提条件のための質問をさせていただきたいが、他にも丹波市議員がおられるわけで、議員個人が政治家として出す発行物の内容についてのやりとりで、議員が一個人が政治家として支援者の方向けに出している情報を、全議員全てを毎回チェックしているのかということが気になる。もちろん、その内容に疑義とか、虚偽だとか、論理の飛躍とか、これがあれば確かに問題ではあるので、それを市として修正を申し入れるというのは当たり前だと思っている。今回については、ボリューム3において、市当局、教育委員会の方から、これは事実と違うのではないかということの疑問があって、それに対する回答があったわけで、その回答が納得できるかどうかというのは市当局が判断することで我々が判断することではないと思っている。そのやりとりが行えていない、質問したにもかかわらず回答しなかったということがあれば、それは議会基本条例でいう第3条の「議員の責務」を果たしてないとか、議会基本条例第25条の「議員の政治倫理」がないんじゃないかという指摘はできると思うが、このやりとりを見ると、市長及び教育委員会の方から申し入れがあって回答しているわけで、そのやりとりを見るとすでに私も解決済みでないかと思う。それは、やりとりが成立しているので、その納得性がもし足りないということであれば、引き続きやりとりを続ければいいのであって、そのやりとりができていないのであれば、私どもは第三者として、しっかりと議員の責務を果たしなさいということも多分指摘できると思うが、しっかりとやりとりがされているということを確認されているので、内容についての納得感はわからないが、まずその点がよくわからなかったなと思った。まず一つはその前提条件として、このような全議員の発行物、個人として出しているものに対して、市当局、教育委員会も含めて全部チェックしているのか。それを今までもやってきたから特定の今回の議員に対してもやっているのか、その辺りがよくわからなくて、それは私は介

入し過ぎなんじゃないかなという部分も半分ある。それはあくまで、政治家個人、憲法に基づく表現の中かもしれないし、そのなかでやっているものである。ただこれが明らかに何か事実をねじ曲げるものだったらいけないと思って、条例違反という話が多分初めて出てくると思う。今回はそれに当たるかもしれないことに気づいて、市当局や教育委員会の方から申し入れがあつて、それに対する回答もしっかり行われていて、さらに副会長がおっしゃったとおり、ボリューム4でまた訂正するかもしれないとか、デジタル版は削除したとか、紙媒体は回収したとかいうことで対応されている。これ以上やりとりを、我々が介入して意見をすることはちょっと我々自身も何か越権な気もするし、それは当事者同士がやりとりをして解決すべき問題であつて、その部分を我々が何を議論すればいいのかと思った。質問はまず一つ、こういったやりとりを全議員に対して毎回やっているのかということを探ねたい。

会長 事務局の方で、何かあるか。議員活動として他の議員さんもいろいろ発行物、あるいはSNS等で発言されているのか。

事務局 議会事務局としてすべてのものについてチェックはしていない。市当局の方については具体的にはわからないが同じような状況ではないかと思っている。すべてチェックをして、このような指摘をされているということはないと思っている。

委員 そうであれば、なぜ今回この案件だけがフィーチャーされたのかという部分が何か恣意性というか、特定の議員だけを取り上げる何か意図があつたのかなど、その辺りがわからないと惹起してしまう。これ以上何を議論するのかなというのがわからなくなった。私一委員としての意見は、発言事実じゃないことがあつたことは多分そうなんだろうと思うので、それについては当該議員の方が修正をしたり、お詫びをしたりされている。それは資料で確認できたので、これでやりとりは成立しているのではないか。従って、倫理の違反だとかで議員の責務を放棄したということはいえないのではないかというのが私の意見である。

委員 それぞれ議員の活動として、市政に対して批判的な立場で発言したり、こういう広報物を発行したりする。具体的に政党の名前までは申し上げないが、そういうところもあつたりするのも事実かと思う。それは当然議員としての活動のことで、それについてとやかく言うことはできないと思うが、それに載せる情報として今回の場合であれば、小学校の統合についての市民に対しての説明会でのやりとりについて責任を丸投げしているというようなことについてのやりとりもあつたようだが、広報を発行する立場としての文書を発行するうえでの責任というのは、や

はりある一定のキープはされておかないと後でこういう議論になってくるのかなというのが私の思いである。

会長 調査不足、認識不足ではないかというご意見か。

委員 例えばこの広報の中にあるような、責任を丸投げしていますというようなことは、これから読み取れることはその家田議員の思いとしての表現になっているのかと。もう少し付け加えるならば、そこに参加した市民の意見としてこんな意見もあったということがここに付け加えてあれば、それほど問題にはならなかったのではないかと思った。

会長 私もそういう意見がありますとか、そういう市民の声があります、だからしっかり確認してまいりますとか書いていたらよかったと思うが、それが抜けているのはちょっとまずいなという気はする。丸投げというのは評価の問題であるし、事実かどうかと言って我々が本当に丸投げかどうか調査するという立場でもないので、あくまでこういう表現をしたということについて事実かどうかはともかくとしてどうなのかと判断するしかないかなと思う。

委員 私も会長と同じ意見で、教育委員会の回答のところ、意見をいただいた市民の声とか、責任を丸投げのところも市民の声。そういうことが回答の中に書いてあるが、議会基本条例第6条では「一部の地域や個人にとらわれず、市民全体の奉仕者として」と書いてあるので、それがすべてかのように、市民全体がすべてそういう意見を持っているかのような記載というのは、こういう広報物を出すときに留意しなくてはいけないのではないかというふうなことは感じた。

委員 会長、委員おっしゃるとおり一部の方の意見がすべてであるかというように誤解を招くような表現だったことは多分事実だと思う。それはおそらく本人がもう少し表現の仕方だとか、あるいは発言の仕方も、1期目の議員でいらっしゃるのでそこは成熟していただくということは必要だと思う。ここはあくまでも、再三、前の議題でも議長がこうしてくださいという形になって、少し指導的な言及があったり、あるいは今後議長の方から指導云々という話も前回あったので、そんなところで解消すべき話かと思っている。もちろん改善の余地はあると思う。それを前提に、今回は条例違反かどうかということであるので、それはないだろうと思う。それを始めると先ほど申し上げたとおり、一議員が政治家として発行している、あるいは特定の政党が批判的に論じているものも全部取り上げて市当局が全部反論をしていくのかということになるので、それはかなり非生産的でもあるし、二元代表の原則を少しねじ曲げることになってくる。ただし、発言するとき発信するときには、なるべく事実

を発信してくださいという中で、情報提供したり、あるいは議員としてもその確認をしてから発信するように努力をすとかの話であって、条例違反云々という話にはならないだろうというのが、皆さんの話を聞いていて思ったところある。

会長 この後、弁明を聞くからという呼び出しもあったりして、市当局としてはこれで説明を尽くしたと思っておられないのではないかと思うが、それは本件とは別の話となる。全体として、表現とか問題はあるけれども、政治家としての活動の一環であり条例違反とまでは言えないというような結論でよいか。

委員 了承した。

会長 いろいろ意見が出て時間が大変かかりそうだったと思うが、今までの案件すべてについて、一応の結論に達したと思うが、先ほど委員の方からも話があったが、やはり当事者から聞いてみたいということもあって、結論をつける最終的な拠り所として当事者から聞きたいということがあれば意見を伺いたい。当該議員からは聞きたいということはあると思うが、当事者の相手方をどこまで広げるのかという問題はある。4回目の審査会に本件の問題になっている当該議員から話を聞くということはできればそうしてもいいと思うが、そのことについて何か意見はあるか。

委員 当該議員の話を聞くのであれば、これだけ報告連絡相談シートが出ているので職員も。報告連絡相談シートからはなかなか実態というか、その場であった威圧的な態度であったり言動であったり、その場に居合わせないとなかなかわからないことがあるのではないかと思う。ここで報告連絡相談シートがたくさん出ているのは、まちづくり部、総務部になるので、職員の間での困り感というか、行政を前に進めていく議員と同じような思いで市民のためにとやってるので、報告連絡相談シートも書いていただいているのでどちらかの部長にそのあたりのことを聞けると嬉しいと思う。

会長 総務部からどなたか、まちづくり部からどなたかということか。

委員 報告連絡相談シートも書いているので、まちづくり部長、ないし総務部長が適任かと思う。

会長 ないしはどちらかということか。どちらかということであればどちらか。

委員 人事のこともあるので、総務部長が適任ではないか。

会長 先ほども結論まではいきませんと言ったのも人事の問題であったから。他の委員はどうか。

委員 委員の提案に賛成する。今回文書で我々すべて議論してきたが、もう少しニュアンスであったり、あるいはその背景にあることがよくわからなかったので、一度この審査会として市当局と当該議員の両者の意見を直接聞くということはまとめるにあたって必要だろうと思うので賛成する。私が聞きたいのは、まず市当局に総務部長とおっしゃったが、この報告連絡相談シートの存在、私何度も発言しているが、議員が18名いるなかで、全議員に対してこういったことをやっているのかということやはり気になるわけで、これはもう皆さんの仕事が止まってしまうことにもなるし、あまりこれをやり過ぎてしまうとやはり逆に萎縮効果にもなってくると思う。つまり、報告連絡相談シートというのは何なのかということ、今回、特定の議員がこれだけ多かったというのはなぜなのかということの背景は市当局に聞いてみたいと思う。同時に、今日発言したとおり、議会だよりはもちろん議会事務局が取りまとめているので特にチェックはないと思うが、この政治家個人が発行するものに対して、全部チェックをしているのかということを知りたいと思うし、そのあたりを市当局に事実をただしたいと思う。家田議員については、この報告連絡相談シートに書かれた内容が、市当局の受けとめとして書かれているが、これが本当に事実だったかというのは、本人は事実でないと言うかもしれないし、そういった趣旨じゃなかったこともあるかもしれないので、この報告連絡相談シートに書かれている内容についての事実確認をしてみたいと思う。あと議員政治倫理条例をどれだけ意識をして、発言だとか、質問を考えるだとか、市当局に対して日常的にやりとりしているのかというあたりは、倫理観を持っているかどうかという確認をしてみたいと思っているので質問してみたいと思う。

会長 次回、日程が決まっているが当事者の方とあうかどうか問題はありますが、家田議員と総務部長にヒアリングをするということでよいか。

委員 職員側の招致の方は他の委員の意見を聞いていただければ、私は総務部長と申したが、他の委員からも聞いていただけたら嬉しいと思う。

会長 もちろんご意見があればどんどんおっしゃっていただきたいと思う。

会長 そういうことでよいか。他に何かあるか。

副会長 特にこの人というのではないので、今おっしゃったような方々でいいと思う。あとは、本人の都合と細かな話は公開にするか非公開にするか、特に市役所側の方が不都合だということであれば、そのところだけ非公開にするというふうな手続きも必要なのかなと思う。出席がなければ話は別だが、こちらの要請に対してそういう配慮は必要かと思った。

会長 家田議員と総務部長をお呼びするということがよいか。

委員 資料6の19ページにある報告連絡相談シートのやりとりを先日も読み返したが、かなりまちづくり部全体の中でのダメージというか、職員が受ける心理的なマイナスのところが詳しく記載されているのかなというようにも改めて思っているので、先ほど総務部長からということもあったが、時間的なこともあるかと思うが、まちづくり部の部長なりにも参加していただければ、この話の中身がさらに見えてくるのかなというふうに思う。

会長 まちづくり部はいらないのではないかと、聞かなくてもいいのではないかとのご意見は特にないかと思うが、今回は午後だったか。

事務局 次回の予定は、1月28日午後1時30分からとなっている。

副会長 2人ということであれば、そんなに時間かからないのかなと思う。市役所側が都合よければ、1人20分、30分でも十分対応できるのかなという感じはしているので、1人1時間は不要でないか。1人30分あれば、こちらの聞きたいことを十分に聞けるかとは思ふ。

会長 特に反対がなければ、当該議員と、総務部長とまちづくり部からこれは部長とは限らないと思うがどなたかということによいか。

委員 その判断に賛成する。おそらく同じ場所にいると、発言しにくいと思うので、2時間あるので、副会長からあったとおりの最初の30分職員A、次の30分職員Bで、時間を空けて議員のヒアリングを30分と、最後は我々だけで30分というなかで組めば2時間で収まると思うので、その同じ場所にいると発言しづらいと思うので、時間をずらしていただいて、かつ、非公開・公開の話は大変重要な話かと思うので、私は次は秘密会議というか、非公開でもいいと思っているので、そのなかでしっかりヒアリングさせてくださいという趣旨で、なるべく出席をしやすい環境にさせていただければというふうに私も思った。

会長 それでは、次回、事務局の方でそういう形でセッティングをお願いします。市当局は非公開で、議員は議員が望まれば公開してもいいかと思うがどうか。

委員 了承した。

会長 ヒアリングに向けて、聞きたいという質問をあらかじめいただいたほうがいいのかと思う。あらかじめ、事務局の方に質問をお寄せください。

会長 メインで、私がまず聞いてあと皆さんから聞いていただく。

委員 多分質問が重複してくると思うので、会長に発言していただきながら補足をさせていただくような形で我々も発言させていただければ十分かなと思う。

会長 事務局に質問をいつまでに出すこととするか。今週中は難しいか。

委員 10問も20問も考えないので、大丈夫である。

会長 とにかく皆さん速やかに出していただいて、遅くとも今週中には、質問事項を事務局の方に提出いただくということでよいか。

事務局 質問について、各委員からメールで事務局に提出いただき、取りまとめいたしまして会長の方にもご確認いただくのと、該当の議員、また出席いただけるようであれば担当部長の方にも事前にお伝えできればと思っているので、こちらの都合といたしましては22日中に各委員さんから質問事項を提出いただきまして、23日中に事務局の方で取りまとめて会長に確認させていただく形をとらせていただければと思うがどうか。

会長 それでお願いする。あらかじめ、担当部署にも質問を知らせるということによいか。

委員 了承した。

事務局 22日に各委員から質問事項を提出いただき、23日に会長に確認いただき、月曜日に該当の方に伝えたいと思う。先ほど委員からもあったが、公開・非公開の関係について、市当局については非公開、該当議員につきましては、該当議員本人に確認のうえ公開・非公開どちらかにするという意見であったが、公開・非公開の取り扱いについて、この場で決定いただきたい。

会長 それでは、市当局のヒアリングは非公開ということでよいか。

委員 了承した。

会長 議員については、公開の場でちゃんと話をしたいとおっしゃるかもしれないし、非公開を望まれば非公開で。

委員 会長の提案でいいと思うが、原則非公開で提案しながら、公開してもいいということであれば公開に切り替えるっていうのは、そちらの原則非公開で提案してみて、公開したければ今回してもいいですよっていう形にすると、私は発言しやすくなるのではないかなと思った。

会長 第4回審査会を非公開にするとして、会議の途中で公開するというのは、手続き的にはどうか。

事務局 時間設定いただければ、途中で公開という形も可能と思う。

会長 午後1時30分から開始なので、午後2時30分以降、議員がどうなるかわからないけど、あらかじめ聞いていただいて非公開がいいということであれば、会議の最後の我々の意見交換だけ公開するということになる。

副会長 公開でもいいと議員がおっしゃったら、その部分から公開にするということで、特段、問題はないのかなと思う。全員が非公開っていうことを望まれば、全部非公開で行うということでも支障はないと思う。

会長 原則、第4回審査会は非公開。議員が公開を望まれたら、午後2時30分ぐらいの時点から公開ということによいか。

委員 了承した。

会長 本日の会議はこれで終わる。

5 その他

- ・第5回審査会を2月16日（月）午後1時30分から開催し、審査報告素案を協議することを確認した。
- ・第6回審査会を3月10日（火）午前11時から対面で開催し、議長に審査結果を報告することを確認した。
- ・審査期間を3月10日まで延長するよう議長に申し出することを確認した。